

平成31年2月22日(金)
宮城労働局職業安定部職業安定課
職業安定課長 大浦 一 浩
地方労働市場情報官 佐藤 雅彦
電話 022(299)8061

「東北ブロック内雇用情勢報告(平成30年10月-12月 四半期分)」を公表します

～ 一部に厳しさが見られるものの、引き続き改善している ～

宮城労働局では、東北ブロック各労働局(青森局・岩手局・宮城局・秋田局・山形局・福島局)における四半期の雇用動向を取りまとめ、平成31年2月5日に開催された第11回主要労働局長会議にて報告いたしました(※)。

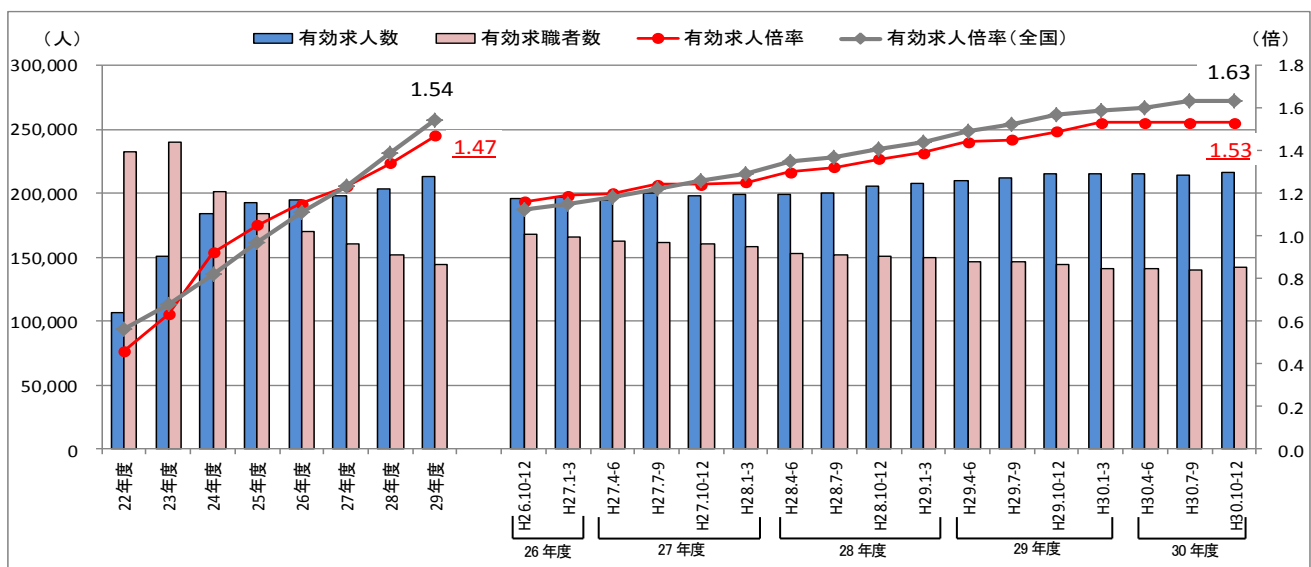
東北ブロックの10-12月期の有効求人倍率(季節調整値)は1.53倍(平成30年1-3月期以降4期連続同水準)となりました。

東北ブロックの10-12月期の正社員求人倍率(原数値)は1.11倍(対前年比+0.09ポイント)となりました。

新規求人数(季節調整値)は前期に比べ2.1%の増加、新規求職者数(同)は0.7%の減少となりました。

(※)全国各ブロックの雇用動向については、厚生労働省から「各ブロックの雇用動向(平成30年10～12月四半期分)」として2月21日に公表されております。

【有効求人倍率等の推移(受理地別)】



(注) 四半期別数値は季節調整値、年度別数値は原数値。

東北ブロックの雇用動向

平成30年10－12月期

	就業地別 有効求人倍率	受理地別 有効求人倍率	新規求人数 増減率	新規求職者数 増減率	正社員 有効求人倍率	雇用保険 被保険者数 増減率	雇用保険 受給者実人員数 増減率
	【季調値】 (対前期差) (単位:倍、ポイント)	【季調値】 (対前期差) (単位:倍、ポイント)	【季調値】 (対前期比) (単位:%)	【季調値】 (対前期比) (単位:%)	【原数値】 (対前年同期差) (単位:倍、ポイント)	【原数値】 (対前年同期比) (単位:%)	【原数値】 (対前年同期比) (単位:%)
東北ブロック	1.62 (▲0.01)	1.53 (0.00)	2.1	▲0.7	1.11 (0.09)	0.5	▲3.2
青森県	1.43 (0.04)	1.32 (0.04)	2.6	0.5	0.96 (0.09)	0.3	▲3.1
岩手県	1.59 (0.00)	1.47 (0.01)	1.5	0.1	0.97 (0.07)	0.4	▲2.6
宮城県	1.66 (▲0.02)	1.66 (▲0.01)	3.1	▲2.8	1.21 (0.07)	0.8	▲0.2
秋田県	1.62 (0.01)	1.51 (0.00)	1.5	1.4	1.12 (0.13)	▲0.1	▲4.2
山形県	1.77 (▲0.02)	1.65 (▲0.02)	1.8	▲1.5	1.18 (0.11)	0.4	1.7
福島県	1.66 (▲0.03)	1.51 (▲0.01)	1.6	▲0.7	1.17 (0.12)	0.5	▲9.4

※ 雇用保険被保険者数については、一般、高年齢、特例被保険者の合計値。雇用保険受給者実人員については、一般被保険者の数値である。

雇用動向におけるトピック

【平成30年10-12月期の雇用情勢判断】

「雇用情勢は、一部に厳しさがみられるものの、引き続き改善している」(判断維持)

- 就業地別有効求人倍率(季調値・10-12月期)は1.62倍で、前期比0.01ポイント下回ったものの、25期連続1倍台で推移。
- 受領地別有効求人倍率(季調値・10-12月期)は1.53倍で、4期連続で同水準となり、23期連続1倍台で推移。
- 新規求人数(季調値・10-12月期)は、前期比2.1%増で3期連続の増加。有効求人数(同)は、同1.1%増で2期ぶりに増加。
- 新規求職者数(季調値・10-12月期)は、前期比0.7%減で2期連続で減少した。有効求職者数(同)は、同1.0%増で2期ぶりで増加した。
- 正社員求人倍率(原数値・10-12月期)は1.11倍で、前年同期を0.09ポイント上回り、2期連続で1倍を上回った。
- 雇用保険被保険者数(原数値・10-12月期)は前年同期比0.5%増加し、雇用保険受給者実人員(同)は同3.2%減少した。

【主な産業別の求人状況】

【増加した主な産業】

■ 建設業

3期連続の増加。岩手、宮城では被災地での震災復興工事はピークアウトしており、復興関連求人は高水準で推移しているものの、今後徐々に減少するものと考えられる。福島では帰還困難区域内の特定復興再生拠点における家屋の解体や除染作業、除染廃棄物の搬出・搬入等の求人が高水準で推移している。秋田では一昨年の集中豪雨、高速道路の延伸、ダム建設等従来からの更新求人に加え、昨年発生した自然災害に係る公共工事関連の求人が加わり、12期連続で増加している。

全体的には、消費税アップ前の駆け込み需要を見越した求人や、大口求人では県外を就業場所としたオリンピック需要による求人も見受けられる中、高齢化と後継者不足により将来を見据えた技術者確保や世代交代を目的とした求人も多く見られる状況が続いている。

【減少した主な産業】

■ 卸売業・小売業

5期連続の減少。前年に多く見られた新規開設に伴う大口求人が減少している。岩手県、宮城県の沿岸部では特に、コンビニエンスストアやスーパーマーケットの求人が減少しており、事業を廃止するコンビニエンスストアも増加している。震災復興関連で事業を再開した店舗や新店舗の進出が相次ぎ、高水準で推移してきたことの反動による減少と合わせて、復興関係従事者の減少などで、客足が落ち着いたことも影響している。また、人手不足対策としてセルフレジの導入等による省力化の推進や、新たに人材派遣会社を利用し人材確保を図る事業所も増加している。

事業者団体・事業主と接する機会に得られた声

①高年齢者の社員について、求めるITの能力はどのようなものか(年齢ごとに求められる能力は異なるのか)。

- 年齢にかかわらず、最低限のIT能力は必要。(情報通信業)
- 定年退職後再雇用した社員について、職責は軽くなるが、仕事内容は同じであり、特にITの能力は事務系以外は必要ない。求めるIT能力は職種ではあるが、年齢で異なることはない。(販売業)
- IT能力は年齢で異なることはない。定年退職後の再雇用をする判断はITの能力ではなく、専門性(機械設計等)のスキルであり、それは年齢に関係ない。(製造業)
- 技能職(現場作業)が多くITのスキルはほとんど必要ない(勤怠の入力ができる程度で可)。ITのスキルが必要なのは、事務職・専門職の一部であり、その職種は年齢に関係なく一定のITスキルが必要である。(土木業)
- 文字入力程度の能力はあるに越したことがないが、周りに入力できる方がいれば不得意な方の分を入力してもらうことで対応している。(医療福祉業)
- ITの能力は年齢に関係なく運行管理及び事務職以外は求めている。(運送業)

②社内のあらゆる業務において、ITの能力は必要とされているのか。

- 技能職は文字入力程度。(土木業)
- 職種によって求めるIT能力は違う。主業務となる販売業務では特にIT能力は必要ない。(販売業)
- 現業職(製造・物流)ではIT能力は必要ないが、専門職(設計等)や事務職では必要。(製造業)
- 主たる業務が運転であり、ITの能力は不要である。日報(運行状況)手書きで対応し、事務職がパソコンへ入力している。(運送業)

③業務上必要なITに関する能力はどの程度(どのような技術分野・ソフト等)を求めているのか。また、その求める能力を習得するために、企業としてどのような人材育成に取り組んでいるか。

- 会社として最低必要なIT能力は文字入力程度(速さは必要なし)。新入社員時に3ヶ月の試用期間にOJT及びOFF-JTの研修を取り入れており、ITの研修もその中で取り入れている。(土木業)
- 専門職(設計)についてはCAD(3D)の能力が必要。事務職はワードエクセル程度。その他の業務については、文字入力程度。特に研修は行っていない。(専門職は他社からの中途採用が多く、元々IT能力がある人材を採用している。)(製造業)
- 文字入力程度の研修を不定期で行っている。(医療福祉業)
- 運行管理及び事務職についてはIT能力(ワード・エクセル程度)が必要であり、大卒等出来る人を採用している。特に会社として研修は行っていない。(運送業)

④情報セキュリティに関して、社員に求めるIT能力はどのようなものか。また、より高度な情報セキュリティ技術・知識が求められる中、研修を含めてどのように人材育成を行っているか。

- 新入社員への研修で行っている。(土木業)
- ITの能力が必要ない業務が多く、情報セキュリティも含め研修は行っていない。(運送業)

事業者団体・事業主と接する機会に得られた声

労働基準協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業労働災害防止協会、事業者団体、企業等と接する機会に局署職員が得た声

①高年齢労働者の労働災害事例

- 建設重機オペレーターがクローラーから降りようとして転落した。(建設業)
- 4トンダンプトラックにシート掛けのため、備え付けのはしごから、荷台に移るとき、あおりに足をかけたとき、滑って転倒した。(陸上貨物運送事業)
- 工場で装置をまたいで移動して、足を滑らせて転倒した。(製造業)
- 木造家屋新築工事の建て方時に雨が降り、中断のためにビニールシートをかけているときに、梁から墜落した。(建設業)
- 伐採作業において、かかり木となった木を浴びせ倒ししようとして、倒そうとした木が激突した。(林業)

②高年齢労働者への安全衛生上の配慮事例(好事例)

【就業時の配慮と健康管理】

- 仕分、梱包作業に係る重筋作業の機械化
- 若い労働者と組ませることによる身体的負担の軽減。
- 段差の解消、手すりの設置、照明の確保、バリアフリー化。
- ヘルメットに年齢別のマーク(60歳以上は赤)貼付。
- 新規現場入場作業従事者教育: 高齢者の災害防止DVDの視聴。
- 現場入場時に高血圧・服薬等の確認。健康状態(体調)の把握。
- ドライバーには夜間視力低下を把握、運転適性診断結果の事後措置(適正な作業配置の確認: 例えば深夜勤務を日勤とする、高所作業の制限、軽作業への作業配置、時間外労働の削減、休憩の頻度の増加等)
- 65歳以上の現場入場許可制の実施。
- 平均台を渡らせて、ふらつき・バランス等の点検。
- 始業前の体操を疎かにしないことで、健康保持、柔軟性の回復と腰痛予防を実施している。

③高年齢労働者の雇用を進めるために必要な安全衛生上の配慮事項(意見・提案)

【作業管理関係】

- 要介護者の移乗介助等については、腰痛予防等のため介護用リフト等を増やす必要がある。(社会福祉施設)
- 個人差が大きいことから、個々人の状況(健康状態や心身機能・生理的機能の低下など)に応じて、作業負荷が過大とならないように、本人の意向も聴取し、配置・作業内容をきめ細かく調整する必要がある。(製造業)
- 大きく重い物を扱う作業、高所での作業、距離の長い運転業務等の作業の軽減を図る。(商業)
- 現在の作業をリスクアセスメントし、重筋作業を無くすような作業方法の検討が必要である。(製造業)

【作業環境管理関係】

- 作業場所の照明、暖冷房(休憩場所を含む)の整備が求められる。(製造業)
- 作業場内の整理整頓を行い、転倒のリスクの少ない職場とする。(製造業)
- 通路(床面の凹凸、段差)や昇降設備の改善、耐滑性の靴を着用すること、職場の危険マップを作成し、危険情報を共有すること、転倒の危険性がある場所にステッカーを掲示し、注意喚起すること【危険の「見える化」】は必要と思われる。また、冬季においては凍結防止材の散布も必要である(小売業、飲食業、社会福祉施設、ビルメンテナンス業)

【健康管理関係】

- ドライバーについては、**脳健診(脳ドック)**の受診を推進してはどうか。
- 健康診断の事後措置や2次健康診断等給付制度の普及啓発を進めるとともに、**身体機能の測定や健康づくりに励んでいる労働者個々人へなんらかの証明書**を発行すると、セルフケアの向上、事業場の健康づくり活動の契機、現場入場時の参考資料として有効かと思われる。(建設業)
- **体力等の低下を抑えるために、若年時からの運動指導、生活習慣指導健康保持増進の取組み**を行っていく必要がある。(小売業)

【安全衛生教育関係】

- 高齢労働者の体力等低下等の項目を含めた職長の能力向上教育を罰則付きで義務化してもよいのではないか。
- **職長教育の内容に労働衛生、健康管理について正しい知識を与える教育内容とすることが必要**ではないか。
- 高齢者対策、転職者も含めた新規採用者への雇入れ時安全衛生教育において、**特に基本的な事項の教育が課題**である。
- 定年者の再雇用が増えてきており、高齢労働者に特化した教育資料の整備が必要と感じる。(製造業)
- チェーンソー作業について、5年ごとに1回の安全衛生教育を徹底することが必要と考える。(林業)

【労働条件・その他】

- 夜間勤務で日中は睡眠をとる働き方をしている場合、**通院時間を確保できるよう勤務の配慮**が必要である。
- 時差出勤、短時間勤務、隔日勤務等**体力に見合った勤務体制の検討**が必要である。
- 生産技術や安全衛生管理ノウハウの継承のため、経験が浅い労働者や若年者教育などの職務を担当させる。(林業、その他)
- 災害を起こしたときに、再発防止対策で設備等の改善措置のため、容易に使えるような**助成金**があるといい。
- 心身の健康管理への取り組み等働きやすい職場環境づくりが必要と思われ、例えば過去に実施していた労働局長による「**快適職場計画認定**」等を新たな視点で復活させる等は企業へのインセンティブとして有効と考えられる。(建設業)

担当窓口の声

安全衛生に関する申請・届出について、担当職員から得られた声

①現行の電子申請の処理に当たって、負担・不便となっていること。

- 申請前の問い合わせに対して、同じ**電子申請画面を見ながら回答することができず**、苦慮している。(宮城局・山形局)
- **申請件数が年に数件**であり、処理方法をその都度確認しながら実施している状況であり、そのため、処理に時間を要している。(秋田局、同趣旨で宮城局、福島局)

②現行の電子申請で事業者が苦労していること、工夫していることなど。

- 定期健康診断結果報告等には**産業医の電子署名**が必要となり、事実上、電子申請が困難なものとなっている。(福島局、同趣旨で宮城局)
- 安全衛生関係の申請は、**添付書類**が必要な申請があるため、不便になっていると思われる。(岩手局)
- **スキャナー等**がない場合、添付書類の読み込みができない。また、届出ごとに使用できる拡張子が限定されるため、労働者死傷病報告の添付書類にPDFが使用できない等の不便が生ずる。(福島局)

③システムの向上で電子申請が増加すると見込まれる申請・届出名称とその理由

- 「総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告」「有害物ばく露作業報告書」「労働者死傷病報告」「特定元方事業者の事業開始報告」等
理由：**手数料の納付、産業医の電子署名、添付書類が必要がない**ため。(宮城局)
- 「機械の設置届、88条に基づく計画届」
理由：**フォルダ内の文書を一括して添付**できるようになれば、複数省庁に共通する届出の事務手続きが簡素化され、電子申請の利用向上に繋がると考えられるため。(福島局)